

答 申 書
(答申第133号)
平成23年5月10日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、決裁方法を変更した根拠となる基礎資料等を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

イ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、別紙1の1に係る開示請求書の受付時において、本件開示請求の内容にある「分立主義」とは、開示請求書1件に対し決定を行うこと、「不分立主義」とは開示請求書複数件をまとめて1つの決定書で決定を行うことである旨、異議申立人に確認した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件開示請求に対して、公文書不存在の決定を分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規程の改訂(定)条項及び基礎資料(以下「本件公文書」という。)は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る49件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、同一内容の公文書に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、おおむね次のとおり説明する。

(ア) 異議申立人から提出されるアカウントビリティー履行命令に関する公文書開示請求に対して、平成22年度において、4月1日から同月19日受付分までの開示請求については、開示請求1件毎に公文書不存在の決定を行い、通知していたところであるが、4月20日から同月27日にかけて受付した8件の開示請求書については、その内容が類似する案件であることから、事務の簡素化を図るため、一括して公文書不存在の決定をすることとした。

その際、事務担当者は、上司に、今後このような案件については一括して決定することについて、決定書を回付する中で口頭でその旨を説明し了解されたものであるため、一括決定に変更した根拠となる基礎資料は公文書として存在しない。

また、保健福祉部保健医療局健康推進課長宛の書状に関する開示請求についても、このときの判断を基に一括して公文書不存在の決定を行っていることから、同様の理由によりその根拠となる基礎資料は、公文書として存在していない。

(イ) 決裁をとるにあたり、複数の案件をまとめるか否かは、北海道文書管理規程(平成10年北海道訓令第7号)第11条の規定から、決裁権者の裁量の範囲内である。

(ウ) 以上のことから、本件公文書は存在せず、公文書不存在処分は適当である。

イ 当審査会として、審議した結果は次のとおりである。

(ア) 異議申立人から繰り返し提出されるアカウントビリティー履行命令に関する開示請求及び保健福祉部保健医療局健康推進課長宛の書状に関する開示請求に対する開示等決定の処分に係る決定書を見分したところ、実施機関が主張するとおり、平成22年度において、4月1日から同月19日受付分までの開示請求については、請求1件毎に公文書不存在の決定が行われているが、4月20日から同月27日にかけて受付した8件の開示請求については、一括して公文書不存在の決定が行われていることが認められる。

また、それ以降の受付分についても、複数の請求をまとめて公文書不存在の決定が行われているものがあることが認められる。

(イ) 本件開示請求の請求内容に示されている文書番号健全第3397号、同第3485号、同第3618号、同第3679号及び同第3842号に係る公文書不存在通知を行った決定書を見分したところ、いずれも平成22年9月以降に起案され、同一文書番号の通知に係る請求毎に、同一決定書において複数の開示請求をまとめて、公文書不存在の決定が行われていることが認められる。

(ウ) このような決裁方法の変更は事務担当者が上司に口頭により了承を得て行ったものであり、公文書として作成し、又は取得していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件公文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成23年1月28日	○ 諮問書の受理（諮問番号379-1～49） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書不存在通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書）の提出
平成23年2月9日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号379-1～49） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成23年3月8日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成23年4月12日 （第二部会）	○ 審議
平成23年5月9日 （第54回審査会）	○ 答申案審議
平成23年5月10日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

1 諮問番号379-1

平成22年7月23日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,237字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年7月24日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,238字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

2 諮問番号379-2

平成22年7月24日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,238字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年7月25日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,239字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

3 諮問番号379-3

平成22年7月25日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,239字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年7月26日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,240字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

4 諮問番号379-4

平成22年7月26日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,240字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年7月27日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,241字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

5 諮問番号379-5

平成22年7月27日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,241字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年7月28日付け「アカウントビリティ履行再〃=1,242字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

6 諮問番号379-6

平成22年7月28日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,242字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年7月29日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,243字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

7 諮問番号379-7

平成22年7月29日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,243字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年7月30日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,244字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

8 諮問番号379-8

平成22年7月30日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,244字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年7月31日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,245字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

9 諮問番号379-9

平成22年7月31日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,245字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年8月1日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,246字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

10 諮問番号379-10

平成22年8月1日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,246字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年8月2日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,247字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

11 諮問番号379-11

平成22年8月2日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,247字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3397号」で平成22年9月24日に發布を、同様に平成22年8月3日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,248字数命令書」

に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3397号」の決裁号数で平成22年9月24日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

12 諮問番号379-12

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月16日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月17日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

13 諮問番号379-13

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月17日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月18日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

14 諮問番号379-14

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月18日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月19日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

15 諮問番号379-15

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月19日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月20日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

16 諮問番号379-16

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月20日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局

健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月21日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

17 諮問番号379-17

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月21日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月22日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

18 諮問番号379-18

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月22日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月23日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

19 諮問番号379-19

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月23日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月24日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

20 諮問番号379-20

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月24日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月25日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

21 諮問番号379-21

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月25日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3485号」で平

成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月26日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

22 諮問番号379-22

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月26日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3485号」で平成22年9月29日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月27日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3485号」の決裁号数で平成22年9月29日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

23 諮問番号379-23

平成22年8月4日付け「アカウントビリティー履行再〃＝1,249字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月5日付け「アカウントビリティー履行再〃＝1,250字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

24 諮問番号379-24

平成22年8月5日付け「アカウントビリティー履行再〃＝1,250字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月6日付け「アカウントビリティー履行再〃＝1,251字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

25 諮問番号379-25

平成22年8月6日付け「アカウントビリティー履行再〃＝1,251字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月7日付け「アカウントビリティー履行再〃＝1,252字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

26 諮問番号379-26

平成22年8月7日付け「アカウントビリティー履行再〃＝1,252字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月8日付け「アカウントビリティー履行再〃＝1,253字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で

平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

27 諮問番号379-27

平成22年8月8日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,253字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月9日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,254字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

28 諮問番号379-28

平成22年8月9日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,254字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月10日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,255字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

29 諮問番号379-29

平成22年8月10日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,255字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月11日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,256字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

30 諮問番号379-30

平成22年8月11日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,256字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月12日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,257字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

31 諮問番号379-31

平成22年8月12日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,257字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月13日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,258字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

32 諮問番号379-32

平成22年8月13日付け「アカウントビリティ履行再々=1,258字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に發布を、同様に平成22年8月14日付け「アカウントビリティ履行再々=1,259字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

33 諮問番号379-33

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月29日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3679号」で平成22年10月8日に發布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月30日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3679号」の決裁号数で平成22年10月8日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

34 諮問番号379-34

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年9月30日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3679号」で平成22年10月8日に發布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月1日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3679号」の決裁号数で平成22年10月8日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

35 諮問番号379-35

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月1日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3679号」で平成22年10月8日に發布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月2日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3679号」の決裁号数で平成22年10月8日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

36 諮問番号379-36

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月2日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3679号」で平成22年10月8日に發布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月3日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3679号」の決裁号数で平成22年10月8日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

37 諮問番号379-37

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月3日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3679号」で平成22年10月8日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月4日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3679号」の決裁号数で平成22年10月8日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

38 諮問番号379-38

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月4日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3679号」で平成22年10月8日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月5日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3679号」の決裁号数で平成22年10月8日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

39 諮問番号379-39

開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月5日現在」に対する「公文書不存在通知」を北海道知事が「健全第3679号」で平成22年10月8日に発布しているが、同様に開示請求の「『北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長』宛の書状に対し、平成22年10月6日現在」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3679号」の決裁号数で平成22年10月8日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

40 諮問番号379-40

平成22年8月14日付け「アカウントビリティー履行再々＝1,259字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3618号」で平成22年10月6日に発布を、同様に平成22年8月15日付け「アカウントビリティー履行再々＝1,260字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3618号」の決裁号数で平成22年10月6日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

41 諮問番号379-41

平成22年8月16日付け「アカウントビリティー履行再々＝1,261字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に発布を、同様に平成22年8月17日付け「アカウントビリティー履行再々＝1,262字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で平成22年10月18日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

42 諮問番号379-42

平成22年8月17日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,262字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に發布を、同様に平成22年8月18日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,263字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で平成22年10月18日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

43 諮問番号379-43

平成22年8月18日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,263字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に發布を、同様に平成22年8月19日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,264字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で平成22年10月18日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

44 諮問番号379-44

平成22年8月19日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,264字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に發布を、同様に平成22年8月20日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,265字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で平成22年10月18日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

45 諮問番号379-45

平成22年8月20日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,265字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に發布を、同様に平成22年8月21日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,266字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で平成22年10月18日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

46 諮問番号379-46

平成22年8月21日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,266字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に發布を、同様に平成22年8月22日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,267字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で平成22年10月18日に發布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

47 諮問番号379-47

平成22年8月22日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,267字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に發布を、同様に平成22年8月23日付け「アカウントビリティー履行再〃=1,268字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で

平成22年10月18日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

48 諮問番号379-48

平成22年8月23日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,268字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に発布を、同様に平成22年8月24日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,269字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で平成22年10月18日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

49 諮問番号379-49

平成22年8月24日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,269字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が「健全第3842号」で平成22年10月18日に発布を、同様に平成22年8月25日付け「アカウントビリティー履行再 μ =1,270字数命令書」に対する「公文書不存在通知書」を北海道知事が同じく「健全第3842号」の決裁号数で平成22年10月18日に発布した、分立主義から不分立主義に変更した根拠となる、文書規定の改訂（定）条項及び「基礎資料」（関係者に対する聴取に基づく調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。